

(12) 各国特許出願政府費用等一覽表

主要国・機関における特許出願政府費用等一覧表

国 別	英 国		ド イ ツ		フ ラ ン ス		
施行日	2 0 0 5 . 1 . 1		2 0 0 2 . 1 . 1		2 0 0 2 . 1 . 1		
最 経 費 用	出 願 料	ポンド 30	円 5,940	ユーロ 紙 電子 60 50	円 8,100 6,750	ユーロ 35	円 4,725
低	そ の 他	調査料 審査請求料 (ポンド)	100 70	調査料 審査請求料 (すでに調査がされている場合)	250 150	出願時の付加料 10を超えるクレーム つ毎	15
必		審査請求料 (調査がされていない場合)		350		優先権主張 (1 の主張毎に)	15
要				(ユーロ)		調査料	320
費						特許発行料	85
用						(ユーロ)	
年 金 (特 許 料 等)	出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		
	第1年						
	第2年				25	3,375	
	第3年		70	9,450	25	3,375	
	第4年		70	9,450	25	3,375	
	第5年	50	9,900	90	12,150	25	3,375
	第6年	70	13,860	130	17,550	135	18,225
	第7年	90	17,820	180	24,300	135	18,225
	第8年	110	21,780	240	32,400	135	18,225
	第9年	130	25,740	290	39,150	135	18,225
	第10年	150	29,700	350	47,250	135	18,225
	第11年	170	33,660	470	63,450	270	36,450
	第12年	190	37,620	620	83,700	270	36,450
	第13年	210	41,580	760	102,600	270	36,450
	第14年	230	45,540	910	122,850	270	36,450
	第15年	250	49,500	1,060	143,100	270	36,450
	第16年	270	53,460	1,230	166,050	530	71,550
	第17年	300	59,400	1,410	190,350	530	71,550
	第18年	330	65,340	1,590	214,650	530	71,550
	第19年	360	71,280	1,760	237,600	530	71,550
	第20年	400	79,200	1,940	261,900	530	71,550
	第21年			2,650	357,750	580	78,300
	第22年			2,940	396,900	580	78,300
	第23年			3,290	444,150	580	78,300
	第24年			3,650	492,750	580	78,300
	第25年			4,120	556,200	580	78,300
特許権 存続期間	出願日から 20 年		出願日の翌日から 20 年		出願日から 20 年		
通 貨 換 算 率	£ 1	198	E u r o 1	135	E u r o 1	135	
備 考	EPO出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		EPO出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		EPO出願でフランスを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		
駐 日 公 館 T E L	03-5211-1100		03-5791-7700		03-5420-8800		

続葉有

注：この表の通貨換算率は、平成16年12月20日付け「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」（日本銀行ホームページより）による。

国 別		イ タ リ ア		ス ウ ェ ー デ ン		米 国	
施行日 経 費		(2 0 0 3 . 5 . 1 現在)		2 0 0 1 . 4 . 1 5		2 0 0 4 . 1 2 . 8	
最 低 必 要 費 用	出 願 料	リ ラ	円	S . ク ロ ー ネ	円	ド ル	円
		315,000	21,962	4,000	60,000	300	32,700
その 他		出願時の付加料 11頁から20頁まで 50頁まで 100頁まで 101頁以上	150,000 350,000 700,000 1,200,000	出願時の付加料 10を超えるクーム 毎に 特許印刷料 (リラ) 8頁まで 9頁を超える頁毎に (S . ク ロ ー ネ)	150 1100 155	出願時の付加料 審査料 サーチ料 超過ページ料 (明細書及び図面100 ページを超える場合には、超過分50 ページあたり250ドル又はその一部を加 算) 3を超える独立ク ーム毎に 独立、従属を問わ ず、20を超えるク ーム毎に 多項従属クームが ある場合1出願につき 公開手数料 特許発行料 (ドル)	200 500 超過ページ料 (明細書及び図面100 ページを超える場合には、超過分50 ページあたり250ドル又はその一部を加 算) 200 50 360 300 1,400 (ドル)
		出願した年を第1年目とする(備考参照)		出願した年を第1年目とする		登録した年を第1年目とする	
年 金 (特 許 料 等)	第1年					-	-
	第2年			800	12,000	-	-
	第3年					-	-
	第4年	70,000	4,881	700	10,500	900	98,100
	第5年	90,000	6,275	900	13,500	-	-
	第6年	130,000	9,064	1,100	16,500	-	-
	第7年	180,000	12,550	1,350	20,250	-	-
	第8年	250,000	17,431	1,600	24,000	2,300	250,700
	第9年	300,000	20,917	1,900	28,500	-	-
	第10年	350,000	24,403	2,250	33,750	-	-
	第11年	500,000	34,861	2,500	37,500	-	-
	第12年	700,000	48,805	2,700	40,500	3,800	414,200
	第13年	800,000	55,778	2,850	42,750	-	-
	第14年	900,000	62,750	3,050	45,750	-	-
	第15年	1,100,000	76,694	3,300	49,500	-	-
	第16年	1,100,000	76,694	3,550	53,250	-	-
	第17年	1,100,000	76,694	3,800	57,000	-	-
	第18年	1,100,000	76,694	4,050	60,750	-	-
	第19年	1,100,000	76,694	4,300	64,500	-	-
	第20年	1,100,000	76,694	4,500	67,500	-	-
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間		出願日から 20 年		出願日から 20 年		出願日から 20 年 (1995 年 6 月 8 日以 降、備考欄参照)	
通 貨 換 算 率	L I T 1 0 0 0	69.722	S E K 1	15	U S \$ 1	109	
備 考	特許印刷料及び第1年から3年の年 金は出願料に含まれる。 EPO出願でイタリアを指定国とした際の納付すべ き最初の年金は、欧州特許の出願日を第1 年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の 年金から。			EPO出願でスウェーデンを指定国とした際 の納付すべき最初の年金は、欧州特 許の出願日を第1年度とし、欧州特 許公報に公示された翌年度の年金か ら。		小企業、個人、非営利団体については 上記の料金は半額。 1995年6月8日前の出願は特許日から17 年又は出願日から20年のいずれか遅く 終了する方の期間。	
駐 日 公 館 T E L	03-3453-5291/6		03-5562-5050		03-3224-5000		

統葉有

注：この表の通貨換算率は、平成16年12月20日付け「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」（日本銀行ホームページより）による。

*:イタリアリラについては、1936.27リラ=1ユーロ（固定相場）で計算した後、1ユーロ=135円（「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」（日本銀行ホームページより））の率で円に換算した。（換算率は小数点第4位で四捨五入した値）

国 別		カ ナ ダ		ロ シ ア		E P O		
施行日 経 費		2 0 0 4 . 1 . 1		1 9 9 6 . 1 2 . 1		2 0 0 5 . 1 . 1		
最 低 必 要 費 用	出 願 料	C . ドル	円	(U . S . ドル表示)	円	ユーロ	円	
		400	33,600		200	160	21,600	
					21,800	90	12,150	
年 金 （ 特 許 料 等 ）	そ の 他	審査請求料	800	出願時の付加料 25を超えるク レーム毎に	30	出願時の付加料 10を超えるクレー ム毎に	40	
		特許料付与	300	6		調査料	690	
		許可時点で100頁を 超える明細書及び 図面の各1頁につき	(C . ドル)	審査請求料 1の独立クレームに つき	300	指定料(各国毎に)	75	
				1を超える独立ク レーム毎に	240	審査請求料	1,430	
				登録料	400	特許付与料 35頁まで	715	
				(U . S . ドル表示)		35頁を超えると1 頁毎に	10	
							(ユーロ)	
		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		
		第1年						
		第2年	100	8,400				
		第3年	100	8,400	100	10,900	380	
		第4年	100	8,400	100	10,900	405	
		第5年	200	16,800	150	16,350	430	
		第6年	200	16,800	150	16,350	715	
		第7年	200	16,800	200	21,800	740	
		第8年	200	16,800	200	21,800	765	
		第9年	200	16,800	300	32,700	970	
		第10年	250	21,000	300	32,700	1,020	
		第11年	250	21,000	450	49,050	1,020	
		第12年	250	21,000	450	49,050	1,020	
		第13年	250	21,000	600	65,400	1,020	
		第14年	250	21,000	600	65,400	1,020	
		第15年	450	37,800	750	81,750	1,020	
		第16年	450	37,800	750	81,750	1,020	
		第17年	450	37,800	750	81,750	1,020	
		第18年	450	37,800	750	81,750	1,020	
		第19年	450	37,800	1,000	109,000	1,020	
		第20年			1,000	109,000	1,020	
		第21年						
		第22年						
		第23年						
		第24年						
		第25年						
特許権 存続期間		出願日から 20 年 (1989 年 10 月 1 日以後の出願、備考欄参照)		出願日から 20 年		出願日から 20 年		
通 貨 換 算 率		C \$ 1	84	U S \$ 1	109	E u r o 1	135	
備 考		小企業、個人については上記の料金 の半額。1989年10月1日前の出願は 特許発行日から17年間。		料金については U . S . ドル表示。		上記特許料の欄の金額は、登録まで に E P O に支払う維持料であり、特 許料は指定された各国にそれぞれ支 払う必要がある。		
駐 日 公 館 T E L		03-5412-6200		03-3583-4224, 5982				

続葉有

注：この表の通貨換算率は、平成16年12月20日付け「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」（日本銀行ホームページより）による。

国 別		中 華 人 民 共 和 国		大 韓 民 国		台 湾		
施行日 経 費		2 0 0 2 . 1 . 1		2 0 0 4 . 4 . 1		2 0 0 4 . 7 . 1		
最 低 必 要 費 用	出 願 料	中国元	円	ウォン	円	T W . ドル	円	
		900	11,700	38,000	3,610	3,500	11,375	
必 要 費 用	出 願 料	出願時の付加料 31頁から300頁まで (1頁あたり)	50	出願時の付加料 紙出願の場合、図 面、明細書及び要 約書の1頁毎に	1,000	審査請求料 図面を含む明細書 の頁数が50頁を超 えると50頁毎に	8,000 500	
		300頁を超えると1 頁あたり	100	優先権主張(1の主張)	20,000	特許発行料	1,000	
		10を超えるク レーム毎に	150					
		審査請求料	2,500	審査請求料 クレーム毎に	109,000 32,000			
		特許登録料	255	特許登録料(1~ 3年度年金)	81,000			
		出願維持年金(年毎)	300	クレーム毎に	54,000			
		公開料	50					
			(元)		(ウォン)		(T W . ドル)	
		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		
		第1年	900	11,700		2,500	8,125	
年 金 (特 許 料 等)	特 許 權 存 続 期 間	第2年	900	11,700		2,500	8,125	
		第3年	900	11,700		2,500	8,125	
		第4年	1,200	15,600	60,000 + 25,000	5,700 + 2,375	16,250 16,250	
		第5年	1,200	15,600	× クレーム数 / 年	× クレーム数 /	16,250	
		第6年	1,200	15,600	120,000 + 43,000	11,400 + 4,085	29,250 29,250	
		第7年	2,000	26,000	26,000 × クレーム数 / 年	9,000 × クレーム数 / 年	29,250 29,250	
		第8年	2,000	26,000	240,000 + 55,000	22,800 + 5,225	58,500 58,500	
		第9年	2,000	26,000	240,000 × クレーム数 / 年	18,000 × クレーム数 / 年	58,500 58,500	
		第10年	4,000	52,000	480,000 + 68,000	45,600 + 6,460	58,500 58,500	
		第11年	4,000	52,000	960,000 + 80,000	91,200 + 7,600	58,500 58,500	
		第12年	4,000	52,000	1,920,000 + 95,000	182,400 + 9,025	58,500 58,500	
		第13年	6,000	78,000	3,840,000 + 120,000	400,000 + 11,400	1,300,000 1,300,000	
		第14年	6,000	78,000	364,800 × クレーム数 / 年	400,000 × クレーム数 / 年	1,300,000 1,300,000	
		第15年	6,000	78,000				
		第16年	8,000	104,000				
		第17年	8,000	104,000				
		第18年	8,000	104,000				
		第19年	8,000	104,000				
		第20年	8,000	104,000				
		第21年						
		第22年						
		第23年						
		第24年						
		第25年						
特許権 存続期間		出願日から 20 年		出願日から 20 年		出願日から 20 年		
通 貨 換 算 率		1 元	13	K R W 1 0 0 0	95	T W \$ 1 0 0	325	
備 考		出願から2年を経過しても特許が付与されないと、出願維持年金を納付しなければならない。(ただし、特許になった場合のみ。)				小企業、個人、大学等について年金の減免措置あり。		
駐 日 公 館 T E L		03-3403-3388		03-3452-7611/9				

(出典) AIPPI「マニュアル」、発明協会「世界の工業所有権制度ミニガイド」等 各種資料

注: この表の通貨換算率は、平成16年12月20日付け「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」(日本銀行ホームページより)による。

問い合わせ先: 国際課